

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番 (0154) を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

### 釧路市新年交礼会

①21(令和3)年1月5日(火)午前11時～正午／②観光国際交流センター／③1枚1,000円／④出席者名簿への掲載＝12月1日(火)～7日(月)に会券を購入の方／⑤12月1日(火)から直接市役所2階秘書課(☎31-4501)へ

## 募集



### 職員・公募委員等

#### 職員採用試験

募集職種＝①総合職(土木※UIJターン) ②保健師 ③音別診療所看護師／④受験資格等の詳細は市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください／⑤12月25日(金)(当日消印有効)までに申込書を郵送で職員課(〒085-8505黒金町7-5☎31-4511)へ

#### 21(令和3)年度会計年度任用職員

採用予定日＝21(令和3)年4月1日(木)以降／①12月1日(火)より順次募集を開始します。詳細は12月1日(火)以降に市ホームページをご確認ください／②職員課(☎31-4511)

### その他

#### 第5回危険物取扱者試験・第4回消防設備士試験

①21(令和3)年2月11日(木)／②区分＝[危険物取扱者試験]甲種、乙種全類、丙種、[消防設備士試験]甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)／③願書設置場所＝消防署、分署、支署、釧路総合振興局地域政策課※危険物取扱者試験は釧路地方石油業協同組合にも設置／④受験願書申請は12月24日(木)～2021(令和3)年1月8日(金)、インターネット申請は12月21日(月)～2021(令和3)年1月5日(火)に消防試験研究センター北海道支部(☎011-205-5371)へ／⑤消防本部予防課予防広報担当(☎23-0426)

#### 釧路市民憲章推進書道展・ポスター展

●釧路市民憲章推進書道展  
①小学生／②標題＝1年生「つる」、2年生「げんき」、3年生「文化」、4年生「平和」、5年生「自然」、6年生「生産都市」／③作品規格＝半紙(作品の左側に学校名、学年、氏名を記入)  
●釧路市民憲章推進ポスター展  
①中学生／②募集作品＝市民憲章本文「きまりを守り、安全で安心な住みよいまちをつくりましょう」をアピールするポスター(全学年共通)／③作品規格＝四つ切り  
【共通】④展示＝21(令和3)年1月22日(金)～24日(日)コーチャンフォー釧路文化ホール展示ホール／⑤12月4日(金)までに直接または郵送で市役所2階市民生活課(〒085-8505黒金町7-5☎31-4590)へ

#### 21(令和3)年度 市立高等看護学院入学生

修業年限＝3年／①応募資格＝高校卒(見込み含む)、高校卒業程度認定試験合格者(旧大学入学資格検定合格者含む)／②募集人数＝30人(推薦入学者若干名含む)／③願書受付＝11月30日(月)～12月11日(金)(必着)／④試験日＝[学科試験]21(令和3)年1月21日(木)、[面接試験]21(令和3)年1月22日(金)／⑤募集要項請求・⑥高等看護学院(〒085-0822春舞台1-18☎42-1302)

#### 認知症サポーター講座

認知症に対する正しい知識・理解を地域に広めるとともに、認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることを支える方を育成するための講座です。

##### ●認知症サポーター養成講座

①12月11日(金)午後2時～4時／②市民

##### ●認知症サポータースキルアップ講座

①12月25日(金)午後2時～4時／②市民で、過去に認知症サポーター養成講座を受講したことがある方／③オレンジリング

【共通】④☎コア鳥取／⑤☎電話で西部地域包括支援センター(☎55-2666)へ

#### 第36回北方領土の日啓発書道展

①市内、釧路管内の小学校3～6年生／②標題＝3年生「北方」、4年生「友好」、5年生「平和の日」、6年生「北方領土」※1校につき各学年4人まで／③作品規格＝半紙(作品の左側に学校名、学年、氏名を記入)／④展示＝21(令和3)年2月1日(月)～5日(金)市役所1階ギャラリー、2月9日(火)～14日(日)まなぼとと幣舞2階ロビー／⑤21(令和3)年1月22日(金)までに応募名簿を添付し、直接または郵送で市役所2階市民生活課(☎31-4590)へ

#### WEB相談可!!釧路で働こう!

##### 冬の「UIJターン就職個別相談会」

①21(令和3)年1月9日(土)②午前10時～正午 ③午後1時～6時※面談に要する時間は1時間程度。当日都合の悪い方は、別日に個別対応をします。ZoomによるWEBでの面談も可能です／④市内で就職を希望される方、またはその家族(21(令和3)年春に卒業を控える学生も対象)／⑤先着10人／⑥☎21(令和3)年1月5日(火)(12月30日(水)～2021(令和3)年1月3日(日)は除く)までに北海道中小企業家同友会くしろ支部(錦町5-3三ツ輪ビル5階☎31-0923)へ

#### 21(令和3)年度 「赤い羽根共同募金助成事業」

非営利、独立、公開を原則とし、資金確保が困難な市内の福祉団体、障がい者施設で赤い羽根共同募金が有効に活用される活動に必要な資金の一部(限度額は5万円)を助成します。  
①12月25日(金)までに共同募金委員会(☎24-1565)へ

## 税・保険・年金



### 12月25日(金)は以下の市税等の納期限です

- ・固定資産税(第4期)
- ・国民健康保険料(第7期)
- ・後期高齢者医療保険料(第7期)
- ・介護保険料(第7期)

※いずれも普通徴収分

#### ●12月分保育園保育料

#### ●市税等 休日の納付相談窓口

①12月26日(土)午前9時～午後5時

◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。

☎納税課(☎31-4517・4518)

■納付には便利な口座振替を■

#### 償却資産申告書の発送

償却資産の申告が必要な事業者の方に、21(令和3)年度の償却資産申告書を12月上旬に発送します。申告書の内容をご確認の上、市内に所有している償却資産(21(令和3)年1月1日現在)について、21(令和3)年2月1日(月)までに申告してください。

申告が必要な事業者の方で、申告書が届かなかった場合にはご連絡ください。

☎資産税課(☎23-5198)

## 環境



#### 春採湖周辺環境の研究調査結果

春採湖調査会では春採湖周辺の環境に関する19(令和元)年度の研究調査結果をまとめた「春採湖調査報告書」を作成しました。詳しくはホームページをご覧ください。

☎環境保全課自然保護担当(☎31-4594)

#### 環境事業課からのお知らせ

##### ●高山への自己搬入について

21(令和3)年1月1日(金)～3日(日)は、ごみの搬入はできません。年末年始は混雑しますので、早めの搬入をお願いします。詳細は、お問い合わせください。

【可燃ごみ】釧路広域連合清掃工場(☎92-2002)

【不燃ごみ・粗大ごみ】環境事業課(☎31-4551)

開場＝月～土曜日午前9時～午後4時30分、日曜日および12月31日(木)午前9時～午後0時30分※計量やごみを降ろす時間が必要ですので、終了時間の30分前までに入場してください。

##### ●冬期間のごみステーション・資源物ステーションの除雪にご協力を

資源物ステーションの籠等の設置が困難になったり、排出や収集の支障となったりしないよう、使用しているごみステーションの除雪にご協力ください。

#### ●12月の不燃ごみの収集日

青色の指定ごみ袋で排出する不燃ごみの収集は月2回です。収集日の考え方は、その月の何回目に来る曜日かです。

[釧路・音別地域]第1・3水曜日の地区は12月2日(水)、16日(水)、第2・4水曜日の地区は12月9日(水)、23日(水)  
[阿寒地域]第2・4金曜日の地区は12月11日(金)、25日(金)、第2・4土曜日の地区は12月12日(土)、26日(土)※各該当地区はクリーンカレンダーをご覧くださいかお問い合わせください。  
☎環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)、☎市民課環境担当(☎66-2211)、☎市民課環境担当(☎01547-6-2231)

#### 年内の「し尿くみ取り」の申し込みはお早めに

年内にし尿くみ取りを希望される方は、12月4日(金)までにお申し込みください。締め切り後の申し込み分は、21(令和3)年1月4日(月)以降のくみ取りとなります。

なお、阿寒・音別地域は、各行政センターにお申し込みください

☎環境保全課環境衛生担当(☎31-4534)、☎市民課環境担当(☎66-2211)、☎市民課環境担当(☎01547-6-2231)

## 健康



#### 健康推進課からのお知らせ

##### ●若者健診

①21(令和3)年1月12日(火)午前9時～11時 ②21(令和3)年1月24日(日)午前8時～10時／③☎コア鳥取 ④防災庁舎4階健康推進課ホール／⑤18～39歳の市民で、健診を受ける機会のない方、職場の健診で血液検査がない方／⑥①②各80人／⑦身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、医師診察／⑧①は12月22日(火)、②は21(令和3)年1月6日(木)までに電話で健康推進課(☎31-4525)へ

##### ●水痘(みずぼうそう)予防接種を受けましょう

水痘はとても感染力が強く、5歳までにはおよそ8割のお子さんがかかるといわれています。軽症ですむことが多いですが、中には重症化したり入院が必要となったりすることもあります。お子さんの成長に伴って集団生活の場も増えてくることから、できるだけ早く接種しましょう! 下記対象者は、無料で予防接種を受けることができます。  
☎生後12～36カ月未満／②接種回数＝2回／③対象者以外の方も、任意接種として有料で接種可／④直接予防接種を実施している市内医療機関へ／⑤健康推進課(☎31-4524)、☎保健福祉課(☎66-2120)、☎保健福祉課(☎01547-9-5252)

